

**催し物****東京2025デフリンピックを応援しよう**

デフリンピックは、デフ(聴覚障害者)アスリートのための、4年に1度の国際スポーツ競技大会です。記念すべき100周年の大会が、今年11月15~26日に、日本で初めて開催されます。大会の機運を盛り上げるためのイベントを開催します。ぜひ、ご参加ください。

時3月16日(日)13:00~15:00 場総合庁舎本館2階大会議室  
定100人(先着) 共催 目黒区 ※手話・文字通訳あり

**デフリンピックを知ろう**

- 映画「みんなのデフリンピック」上映
- 講演「東京2025デフリンピックとは」

師一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会事務局長  
倉野直紀氏

**デフアスリートとふれあおう**

女子バレーボールの中田美緒選手とオリエンテーリング(※)の辻悠佳選手が、大会にかける思いを語ります。

※地図とコンパスを使って、山野に設置されたポイントを通過してゴールする競技



▲中田美緒選手



▲辻悠佳選手

**国際手話を学ぼう**

国際交流の場で使われている、手話の共通語「国際手話」を覚えてみませんか。

師一般社団法人日本手話通訳士協会理事 三澤かがり氏

**申込(コード①)**、電話、FAX・Eメール(デフリンピック応援イベントと明記の上、氏名(ふりがな)、電話・FAX・Eメールアドレス、聴力の有無、あればデフアスリートに聞きたいことを記入)で、3月12日までに、聴力障害者情報文化センター(6833-5004、6833-5005、soudan@jyoubun-center.or.jp)へ

問社会福祉法人聴力障害者情報文化センター  
(6833-5004、6833-5005)

**お知らせ****若者を狙う消費者トラブル**

成人になると、自分の意思でさまざまな契約ができます。その半面、未成年者契約の取り消しができなくなるため、悪質業者のターゲットになることがあります。成年になったばかりの18・19歳は注意が必要です。

**主な相談事例**

- エステサロンで通い放題の契約をした。1回だけ利用したが、なかなか予約が取れないので、解約を申し出たが返金できないと言われた。
- マッチングアプリで知り合った人に投資を勧められて始めた。アプリ上では利益は出ているが、お金を引き出すためには高額の税金や手数料が必要と言われた。
- インターネット広告を見て、ダイエット食品(サプリメント、化粧品など)を1回限りのお試しで購入したら、小さな文字で定期購入と書いてあった。
- 自宅の鍵をなくして、インターネットで探した出張開錠サービスを依頼した。事前に料金の提示はなく、作業後に高額な請求をされた。
- 夜中にゴキブリが出たので、駆除業者をインターネットで検索し、格安の業者を見つけて依頼したが、作業終了後高額な請求をされた。

**お知らせ****頭上に注意!  
カラスの子育てが始まります**

3~7月は、カラスが子育てをする時期です。カラスは巣の近くを通る人に大きな鳴き声を発する、木の枝や電線をくちばしでつつく、後ろから低空飛行で頭をかすめる、足で蹴るなどの威嚇行動があります。やむを得ず巣の近くを通る場合は、傘や帽子などで後頭部全体を隠すようにしましょう。

**巣を作らせないために、身近なところから対策をしましょう**

- 針金ハンガーを外に出しっぱなしにしない
- 植木の不要な小枝は切り落とす
- ごみ出しの際は防鳥ネットやふた付きの容器を活用する

**4世帯以上が利用するごみ集積場に、防鳥ネットを貸し出します**

希望者は、清掃事務所(3719-5345、3719-5064)へお問い合わせください。

**カラスの巣の撤去**

繁殖期のカラスによる威嚇行動への緊急対策として、次の①~③全てに該当する場合、巣を撤去します(委託業者による作業のため、すぐに対応できない場合あり)。詳細はお問い合わせください。

- ①一般家庭・事務所内の樹木などに巣があり、場所が特定されている
- ②親カラスがひなや卵を守るために威嚇行動を取るなどの被害が発生
- ③巣のある樹木や敷地の所有者・土地管理者からの申請

**野鳥に餌を与えないでください**

野鳥(カラス、ハト、スズメなど)への餌やりで、「野鳥が増える」「ふんによる被害」「羽根の飛散」等の相談が寄せられています。餌を与えることは生態系を乱す原因となり、野鳥の保護にはなりません。野鳥は静かに見守ってください。

問生活衛生課生活環境係(5722-9505、5722-9367)

若者からの脱毛や痩身(そうしん)エステ関連、投資や副業のもうけ話など、さまざまなトラブルの相談が寄せられています。

**困ったら迷わず相談してください**

消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内)

相談専用電話 3711-1140

受付時間 月~金曜日(祝・休日を除く)9:30~16:00

**若者のトラブル110番**

消費生活センターで、特別相談を実施します(上記参照)。

時3月10日(月)・11日(火)9:30~16:00

**多重債務は一人で悩まず、まず相談!**

複数の消費者金融などから借り入れをし多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけで解決することは困難です。早期に専門家に相談して、債務整理などの対応を検討することが大切です。消費生活センターでは、状況に合った専門の相談機関をご案内します。

**多重債務110番**

希望者は、消費生活センター(上記参照)へご相談ください。

時3月3日(月)・4日(火)9:30~16:00

問消費生活センター(3711-1133、3711-5297)